



VOL.48
平成23年5月1日
みどり あいせい
水土里ネット愛西
(愛西土地改良区)
受益面積 1,541ha 組合員数 2,495名
〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地
TEL 0749-43-2261 (代)
FAX 0749-43-2079
E-mail aisei@midorinet-aisei.jp
URL <http://www.midorinet-aisei.jp>

愛西揚水機場建屋補修工事完了



適正な整備により施設の長寿命化を目指しています



外壁補修時の外部足場状況



屋上防水改修状況

発 刊 あ い さ つ



理事長 吉 田 新 次

発刊に当たり一言お礼
方々ご挨拶を申し上げます。

皆様には、農繁期に入り
お忙しい事と存じ上げ
ます。日頃は土地改良事

業ならびに運営に深いご理解ご支援を賜り誠にあり
がとうございます。

この度、東日本大震災によって不幸にして亡く
なられました多くの方々に哀悼の意を表すると共に、
ご冥福をお祈り申し上げます。なお被災地の皆さん
には悲しみと苦しみの毎日とお察し申し上げ、
心よりお見舞い申し上げます。戦後最大の危機を
迎え、政府に対し早急且つ強力な支援要請をする
と共に我々国民一人ひとりが出来る事をやり、一
刻も早く元気になって欲しいと願うばかりであり
ます。災害は何時どこでおきるか分かりません。
普通に生活出来る幸せを喜び、感謝の日暮らしを
送り続けたいものです。

去る3月18日（金）第54回通常総代会を開催
させていただき、震災で亡くなられた方々に黙祷を
捧げ、総代さん並びに出席の皆さんから義援金のご
協力を戴きましたことに対し、心よりお礼申し上げ
ます。

総代会には、平成22年度事業変更と補正予算、
平成23年度事業計画と予算など23議案を提出さ
せて頂き慎重審議の結果、全議案提案通り可決決定
いただきました。ご承認いただきました事項につい
て真摯に受け止め誠心誠意執行して参りますので、
宜しく願い申し上げます。昭和32年河川排水を
基に設立された当改良区も、時代のニーズに対応し
年々膨大なる事業に着手し、半世紀以上経過しまし
た。特に揚水の安定供給を図るため作られた琵琶湖
逆水揚水機場は、当改良区のシンボルであります。
この施設に伴うポンプ、電機システムについて常に
監視、診断、補修を徹底し長寿化に努めているところ
ですが、特に水管理システムの老朽化が進んでおり
更新計画等の調査業務を本年から2ヶ年かけ行い、
平成25年に事業を実施したいと思っていますので

ご理解の程お願いします。

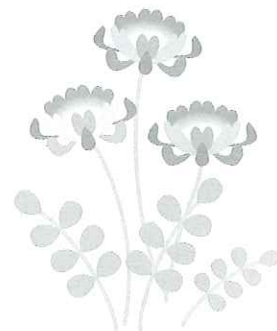
農家の減少、高齢化、農村の混住化によって年々
困難になっている幹線排水路、農道の草刈、泥上げ、
藻とりの清掃活動につきまして関係集落との委託契
約を進めると共に農村まるごと事業と生活排水、水
田多面的機能、田舎景観維持など関係機関と連携し
て地域全体で環境保全に努めて参りたいと思ってい
ます。なお耕作放棄地防止のため未整備地区の改良、
改善と賦課基準の検討について昨年立ち上げさせて
戴きました運営委員会の答申を受け、地元集落皆さん
とご相談しながら一歩でも前に進めばと考えていま
す。

昨年のお米は高温による品質、収量低下に加え、
米価が暴落し「もう続けられない」という悲鳴が聞
こえてきます。このような事態に対処するために
10アール当たり経常賦課金500円、愛西揚水費
500円を暫定処置ながら減額することを総代会に提
案し了承されました。少しでも農家負担の軽減とな
れば幸いと存じます。

今回の大震災により国政の在り方をはじめ食糧・
農業・農村についても影響と変化が予想されます。
すなわち国民の価値観やビジョンが大きく変わると
言われています。経済成長優先の時代から自然・文
化・地域の多様な価値や人と人との絆など、ここ数
年失われたものの再生に取り組む転換期の到来では
ないでしょうか。

農業、農村が大きく変貌する中ですが、先人達
が汗水流して築いて戴いた立派な農地・資源・温
かい人間性を活かした地域主権農業の確立と、当
改良区施設の健全且つ適正な維持管理のため、最
善を尽くして参る所存
ですので、今後共よろ
しく申し上げます。

最後になりましたが、
皆様の益々のご健勝と
ご多幸を祈念してご挨拶
とさせていただきます。



第54回 通常総代会開催

平成23年3月18日(金)稲枝地区公民館におきまして、第54回通常総代会が開催され、湖東農業農村振興事務所次長 古川清教様、彦根市産業部長 志賀谷光弘様のご臨席をいただき、議長に林沼俊春氏(第2選挙区・上岡部町)が選任され議案の審議に入りました。

・平成22年度事業計画変更、一般会計・特別会計歳入歳出補正予算の議決について(平成22年度監査報告)

・平成23年度事業計画、一般会計・特別会計歳入歳出予算、長期借入金並びに一時借入金の借入、賦課金の賦課徴収の時期及び方法、農地転用決済金賦課及び徴収方法の議決について

・定款、役員選任規定、規約の変更について

以上23議案全て原案通り議決されました。



総代会の様子



議長
林沼俊春氏

平成23年度 一般会計収支予算

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
組合費	144,255	事務費・事務所費	43,057
使用料・雑収入	23,222	基幹施設費	8,149
補助金・受託費	29,123	揚水管理費	86,662
換地清算金	76,994	事業費・負担金	30,419
繰入金	28,018	繰出金	41,918
繰越金	30,000	償還金及び利子	16,595
		交付金・補償費	1,270
		換地清算金	78,542
		予備費	25,000
歳入合計	331,612	歳出合計	331,612

監査結果報告

平成23年2月16日に、平成22年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

なお、監査で気が付きました改善すべき点を3点指摘いたしました。

1 点目

・業務運営に関する事項について、農業基盤と経営の転換期である今日、賦課金の負担バランスなど、当区の根幹を揺るがす課題が山積している。現有の運営委員会・各種委員会の意見を徴し、当区の健全な運営と効率化を図ること。

2 点目

・事務所の男女共用便所は不都合を来しており、職員の職場環境の改善と来客のプライバシー保護のためにも早期に改修を検討すること。併せて、事務スペースと会議室の確保、職員の休憩室の設置についても検討されたい。

3 点目

・維持管理に関する事項について、年次経過した現有施設の今後の維持管理は、重大な関心事である。農地の集約が進み農業経営者が減少し、施設の維持・整備は経費的にも極めて困難が予想されます。各施設の過去の整備状況の把握と、今後の整備計画について万全を期されたい。

以上、監査報告と致します。

平成23年3月18日

総括監事：福 川 文 喜

用水管理に関するお願い

個人および集落での節水・濁水防止にご協力下さい！

愛西揚水の送水も4月20日から開始し、代掻き・田植え作業時期に入りました。

農業排水の濁水流出が最も多くなる時期でもありますので、適切な用水管理にご協力をお願いいたします。

- ◎ 農業用水は限られた資源です。電気料金削減、水利費節減のためにも掛け流しは最小限に抑え、水稻の品質向上に合わせた無駄水防止への取り組みをお願いします。
- ◎ 取水は、例年午前中にピークを迎えることが多く見られます。
午後からの取水によるピークの分散にご協力をお願いします。
- ◎ 送水時間は、天候等の都合により変更することがあります。送水情報ダイヤル(0749-43-2214)や配信メールにて確認下さい。



愛西揚水送水情報をメール配信しています！

愛西揚水の送水情報を昨年より携帯端末を利用したメール配信を行っています。

計画の変更(天候、故障、落雷等)があった場合に希望者へその情報をメールにて配信していますので、適切な用水管理にご利用下さい。

配信時間は6:00~22:00(但し、延長送水等実施の場合はその送水時間内)に限り配信し、受信専用となりますので返信はできません。

メール配信をご希望される方はお手数ですが下記のとおり受信設定を行って下さい。

なお、昨年登録利用いただいた方も再度受信設定をお願いいたします。

〔メール配信の受信設定方法〕

① 《直接アドレスを入力する場合》

携帯電話より「あて先」に **aisei-yousui@39mail.com** を半角入力して、「件名」と「本文」には何も入れないで送信して下さい。

※ 機種によっては「本文」に1文字だけ入れないと送信できない場合があります。

《QRコードを利用する場合》

右記【QRコード】を携帯電話のカメラ(バーコードリーダー)で撮影し、表示されたアドレスへ「件名」と「本文」に何も入れないで送信して下さい。



② 「空メール登録確認」メールが即時に返信されます。

※ 5分経過しても「登録確認メール」が届かない場合は、アドレスの入力ミスの可能性があります。

③ 「本登録はこちら」直下にあるURL (http://39mail.com/m/regist_user?id=.....) を選択し決定ボタンを押して下さい。

④ 登録完了です。

【メール登録ができない場合(「空メール登録確認」メールが受信されなかった方)について】

「迷惑メール防止」の為に「受信制限」をしている方は、「登録確認」メールが届かない場合があります。メールを受信できる状態にするため「受信制限」を解除するか「39mail.com」をドメイン許可に設定して下さい。不明の場合は当区までお問い合わせ下さい。

事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい（地元の役員さんにも連絡をお願いします）

◆ 組合員に変更があったとき（自己申告!!） ◆ 土地改良区の施設を使用するとき

※末尾の書類をご提出下さい。

- ♣ 相続、贈与や経営移譲（農業者年金受給等）による変更
- ♣ 売買、貸借による変更
- ♣ 住所等の変更
- ♣ 耕作者の移動による変更

♣ 改良区が管理する施設（道路・用水路敷）を使用するときは、改良区の許可が必要です。

農地転用及び使用変更については、それぞれ決済金を納めていただくことになります。
（土地改良法第42項第2項）



◆ 農地を転用するとき

- ♣ 農地（田・畑）を農地以外（宅地、駐車場、資材置場等）に転用する場合
- ♣ 公共事業用地（道路、公園等）に売る場合

◆ 農地使用変更をするとき

- ♣ 田を畑に転換する場合
- ※ 農業委員会の許可後、届出して下さい。
（農業委員会の承認書の写しが必要です）

賦課金は、4月1日を基準に所有者（組合員）または耕作者に賦課されます。
変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。

東日本大震災義援金

去る平成23年3月18日開催の通常総代会会場において被災者救援のため災害義援金をお願いしたところ、多数の方にご協力いただきました。

総代・役員・職員有志一同名で被災地へ送金させていただきました。ご協力ありがとうございました。

土地改良功労者表彰

平成23年3月24日、滋賀県土地改良事業団体連合会総会において、土地改良事業推進の功績により滋賀県土地改良事業団体連合会長賞を受賞されました。

居原田 美智子

退 職

居原田 美智子

15年11か月間当改良区の職員として勤務されましたが、平成23年3月31日を以て退職されました。



理事長	副理事長	事務局長	総務課長	係	合 議	愛 西 土 地 改 良 区
						受付第 号
						平成 年 月 日
						整理番号

組 合 員 変 更 届 出 書

(組合員資格得喪通知書)

平成 年 月 日

愛西土地改良区理事長 殿

現組合員 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩
〒 _____

新組合員 住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____ ⑩

生年月日 _____ 年 月 日 性別 男・女

TEL _____

新所有者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

新耕作者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

下記事項により組合員が変更したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

1 変更の対象たる土地

記

彦 根 市

(単位：㎡)

町 名	字 名	地番	地目	用途	登記簿面積 ㎡	備 考

※記載欄が不足の場合は、別紙として下さい。

2 変更の原因及びその時期

(1) 原 因 _____

(2) 時 期 _____ 年 月 日

3 変更後の賦課金交替時期 _____ 年 月 日

4 変更後の賦課金納入者

住 所 〒 _____

ふりがな
氏 名 _____ ⑩

TEL _____

※土地改良法（組合員の資格得喪^{とくそう}の通知義務）

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は1名です。

※⑩は、認印で結構です。

理事長	副理事長	事務局長	総務課長	係	合 議	愛西土地改良区
						受付第 号
						平成 年 月 日
						整理番号

記 載 例 組 合 員 変 更 届 出 書 (組合員資格得喪通知書)

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

愛西土地改良区理事長 殿

現組合員	住 所	彦根市薩摩町 3 3 7 番地		
	氏 名	愛 西 一 郎		印
		〒521-1147		
新組合員	住 所	彦根市薩摩町 3 3 7 番地		
	ふりがな	あい せい た ろう		
	氏 名	愛 西 太 郎		印
	生年月日	S32 年 12 月 3 日		性別 (男) ・ 女
	TEL	0749-43-2261		
新所有者	住 所	彦根市薩摩町 3 3 7 番地		
	氏 名	愛 西 太 郎		印
新耕作者	住 所	彦根市薩摩町 3 3 7 番地		
	氏 名	愛 西 太 郎		印

下記事項により組合員が変更したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

- 1 変更の対象たる土地
彦 根 市

記

(単位：㎡)

町 名	字 名	地番	地目	用途	登記簿面積 ㎡	備 考
薩 摩	津 雲	337-1	田	田	3,000	

※記載欄が不足の場合は、別紙として下さい。

- 2 変更の原因及びその時期

(1) 原 因 相 続

(2) 時 期 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

- 3 変更後の賦課金交替時期 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

- 4 変更後の賦課金納入者

住 所 〒521-1147 彦根市薩摩町337番地

ふりがな あい せい た ろう

氏 名 愛 西 太 郎 印

TEL 0749-43-2261

※土地改良法 (組合員の資格得喪^{とくそう}の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は1名です。

※印は、認印で結構です。

切り取り線